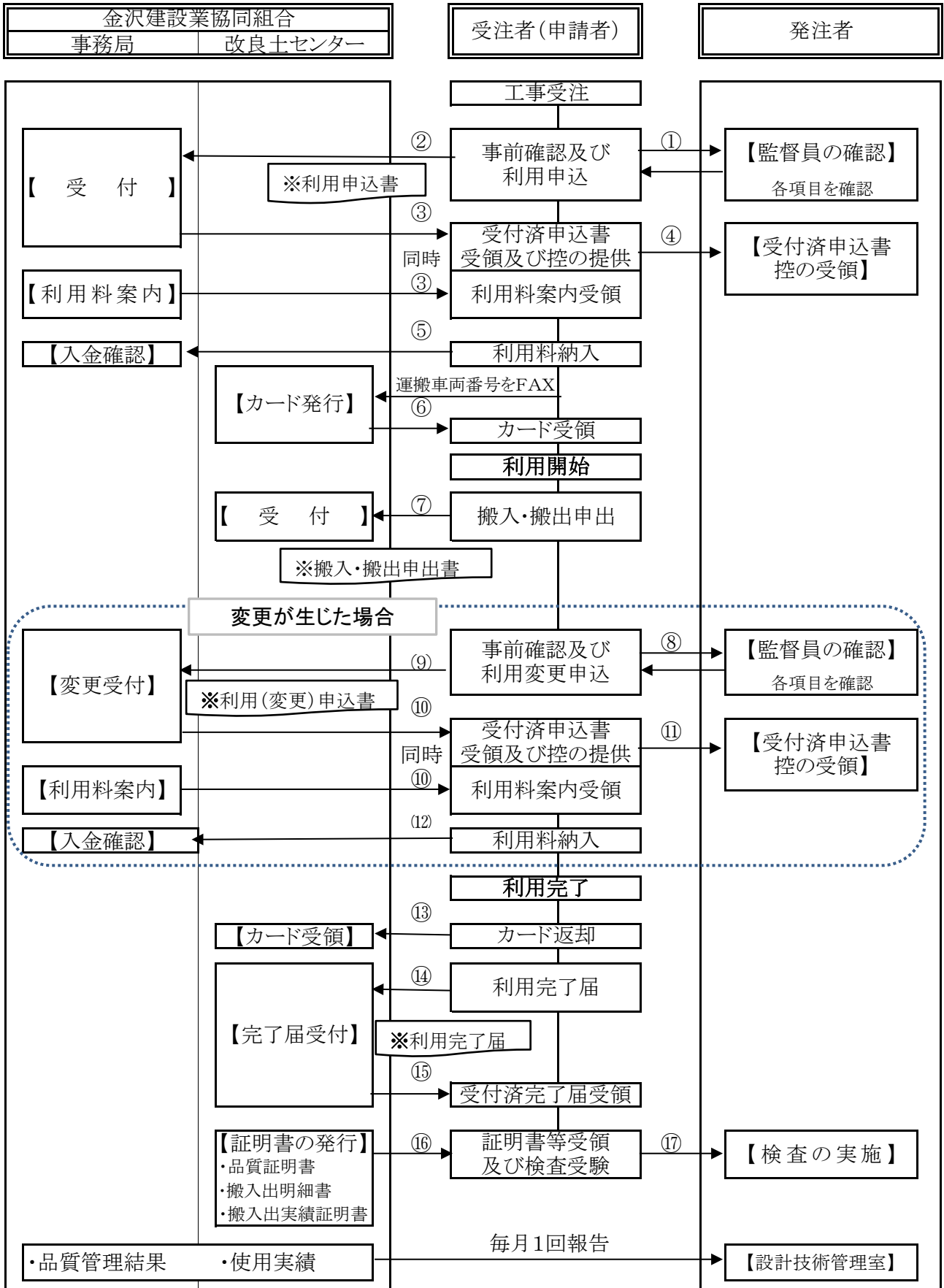


プラントをスムーズにご利用いただくため、この「利用案内」をお読みください。

【営業時間】8時30分～17時(12時～13時除く)

【営業日】休業日を除く日 ※【休業日】日曜日、祭日、第2・第4土曜日及び12月29日～1月3日

改良土利用手続フロー



※の様式はホームページからダウンロードできます。
利用料金は、前納制(一括又は分割)です。

1. 利用の申込み（変更を含む）

1) 「金沢改良土センター利用申込書」に必要事項を記入し、発注課監督員の確認を得て金沢建設業協同組合（組合事務局）に提出して下さい。

変更が生じた場合の「金沢改良土センター利用（変更）申込書」も同様とします。

2) 金沢建設業協同組合（組合事務局）が受理（受付印を押印）した後の「金沢改良土センター利用申込書」及び「金沢改良土センター利用（変更）申込書」の写しを監督員に提出して下さい。

3) 利用の申込み（変更含む）の受理にあわせ、「改良土センター利用料のご案内」を発行いたしますので、利用開始前にお支払い願います。

2. 改良土単価及び代金の支払い方法

1) 単価

1 m³当たり（プラント渡し・消費税別）

・改良土 20-0 mm : 3,700円

40-0 mm : 3,700円

・改良土 100-0 mm : 3,400円

2) 工事終了時に改良土搬出量に比べて発生土搬入量が多い場合は、差異の数量に対して、処理費をご請求させていただきます。

1 m³当たり（消費税別） 2,400円

3) 代金の支払い方法

・銀行振込払いとします。

・一括または分割による前納とします。（分割数は任意としますので、どちらかを選択して下さい。）

・入金確認後、出荷致します。

・完了届の提出後、利用料金の過不足に応じ、清算することと致します。

*事務処理簡素化のためのコンピューターにより管理しておりますので、『手形』によるお支払いは、ご容赦ください。

3. カードの発行

1) カードは、必要枚数だけ発行し、改良土センター事務所内でお渡し致します。

2) カードの利用

発生土の搬入及び改良土の搬出についてはカードを使用して、トラックスケール

を利用して行って下さい。なおその際に伝票（利用者控え）が発行されますのでお取り下さい。（空車重量は初回のみ計量といたします。）

- 3) 利用終了後、カードは一括して返納して下さい。
- 4) カードを紛失し、そのカードが使用された場合は、カードを受領した会社に料金を請求する事になりますので、カードの取り扱いには十分注意して下さい。

*カードは各工区及びダンプトラックごとに発行しますので、同一のダンプトラックにおいても他工区との混用は出来ません。

他工区で使用しますと、利用終了後に必要な【証明書】を発行する事が出来ません。

- 5) 搬出入の【証明書】及び改良土センターから市役所への数量の報告等は、 m^3 単位で行います。
- 6) カードがない場合は、当センターの利用は出来ません。

4. 搬入・搬出の申出及び搬入・搬出作業

- 1) 翌日の搬出入予定数量を「搬入・搬出申出書」に記入の上、前日（営業日）15時までに、改良土センターまでFAXでお知らせ下さい。
- 2) 搬入の際は、搬入口でカードをとおすとともにダンプの計量を行って下さい。
- 3) 搬入土の積下ろし、搬出土（改良土）の積込みは、指示に従い、行って下さい。
- 4) 搬出の際は、搬出口でカードをとおすとともにダンプの計量を行って、伝票を受取って下さい。
- 5) 改良土センター前面道路が汚れないよう、搬入土、搬出土（改良土）が飛散しないように留意願います。

5. 営業時間（プラント運転）

- 1) 原則として日曜日、祭日及び毎月の第二、第四土曜日を除く午前9時から午後5時とします。【但し、正午12時から午後1時の間は休止します】
また、臨時休業等については、別途案内します。
- 2) 12月29日～翌1月3日は休業致します。

6. 搬入・搬出の完了

- 1) 土砂の搬入、改良土の搬出が完了しましたら、なるべく早めに「金沢改良土センター利用完了届」を改良土センターに提出してください。
受理後、受付印を押印したものをお返しします・
- 2) 「金沢改良土センター利用完了届」を受理したら、改良土センター事務所で次の書類を発行します。

- ・品質証明書および搬出入実績証明書、搬出入明細書
- 3) 2) の発行後、組合事務局から次の書類を発行し、送付します。
- ・御利用明細書兼請求書
 - ・伝票（プラントの印を捺印したもの）

7. 搬入原料土の制限

- 1) アスファルト塊、コンクリート塊、ゴミ類、金属類、木片、草木類及び有害物は混入しない事。
又、粘土塊は小さくほぐして持ち込むこと。
- 2) 路盤材の混入は可と致します。
- 3) 含水比の高いヘドロ状の土は搬入しない事。(搬入は $qc200KN$ 以上とします)
- 4) 搬出入の土量検収は、トラックスケールによる重量で管理致します。
- 5) 搬入原料土は、搬出改良土と最終的に同量である事。

8. 改良土の保管

改良土を仮置き場にストックする場合は、水はけの良い高台（周辺より雨水等が浸入しない場所）にストックして下さい。また、降雨時にはシート等により、出来るだけ雨水に触れないようにして下さい。

9. 改良土の施工方法

- 1) 施工方法は、山砂に準じます。
- 2) 湧水がある場合は、必ず排水してから改良土の埋め戻しを行って下さい。
- 3) 締固めはタンピングランマーなどにより十分締固めを行って下さい。
- 4) 改良土は一般的俗称で言う「水締め」は出来ません。
- 5) 土砂降りの場合は、埋戻しや転圧を極力行わないで下さい
(通常の雨程度ならば可)
- 6) 改良土は多少臭い（アンモニア臭）がする場合もありますが、人体に有害な物ではありません。

10. 改良土の品質保証及び管理

- 1) 基本的には、室内CBRの値を持って改良土の品質保証と致します。
- 2) 品質管理は、改良土の室内CBR試験及び粒度試験の結果を発注者に報告する事により行います。
- 3) 品質管理報告書には、工事ごとの利用実績表を添付致します。

11. 書類提出に関する留意事項

- 1) 申請者から組合（組合事務局、改良土センター）に提出する書類についての提出方法は、FAXを原則とします。
また、申請者印、監督員印等の押印は、不要とします。